株券電子化の制度において使用できる文字に関するＱ＆Ａ

2024 年 4 月
株式会社証券保管振替機構

2009 年 1 月の株券電子化にあわせて、投資者の氏名又は名称などの情報をコンピュータシステムにより授受する際に使用できる文字の集合を、株券電子化に関係するすべての機関（証券会社、銀行、振替株式等の発行会社（株主名簿管理人を含みます。）など）の間で統一することになりました。

以下では、株券電子化の制度において使用できる文字に関して、投資者の皆様からお問合せの多い内容について、Ｑ&Ａの形式で御紹介いたします。

Ｑ１：なぜ、関係するすべての機関で使用できる文字の集合を統一する必要があるのですか？

Ａ１：一般的に、異なるコンピュータシステム間で文字の情報を授受するときは、双方のコンピュータシステムにおいて、使用できる文字の集合を統一する必要があります。

株券電子化の制度において株主の氏名又は名称などの情報は、コンピュータシステムにより証券会社などから証券保管振替機構を通じて振替株式等の発行会社（株主名簿管理人）に通知され、最終的に、振替株式等の発行会社（株主名簿管理人）においてその株主名簿へ記録されるとともに、株主あての通知物のあて名として使用されることになります。このため、株券電子化に関係するすべての機関の間で、コンピュータシステムにより株主の情報を授受する際に使用できる文字の集合をあらかじめ統一しておく必要があります。

Ｑ２：証券会社で口座を開設しようとしたところ、氏名にコンピュータシステム上使用できない漢字が含まれているので、別の漢字に置き換える必要があると言われました。どうしてですか？

Ａ２：株券電子化の制度において、氏名又は名称などの情報をコンピュータシステムにより授受する際に使用できない文字があるためです。そのような文字（漢字）が氏名に含まれている場合は、コンピュータシステム上使用できる別の漢字に置き換

えていただくか、氏名のすべてをカタカナに置き換えていただくようお願いしております。

Ｑ３：発行会社（株主名簿管理人）から送付を受けた通知物のあて名の氏名が、別の漢字（又はカタカナ）に置き換わってしまっていますが、どうしてですか？

Ａ３：氏名にコンピュータシステム上使用できない文字（漢字）が含まれており、お取引のある証券会社などが、証券保管振替機構に氏名を通知する際に別の漢字又はカタカナに置き換えたためです。置換えに際しては、その証券会社などが、御本人の同意を得ることが前提になっております（注）。

なお、証券保管振替機構においては、証券会社などから通知された株主の氏名又は名称などの文字を、独自に置き換えることは行っておりません。

（注）同意につきましては、株式等の振替決済口座管理約款等により行われている場合がございますので、詳しくはお取引の証券会社にお尋ねください。

Ｑ４：氏名にいわゆる外字が含まれていますが、置き換えるべき漢字が存在しません。どうしたらよいですか？

Ａ４：氏名をカタカナに置き換えていただくことが可能です。なお、カタカナに置き換えるときは、該当の漢字だけではなく、氏名すべてをカタカナに置き換えていただく必要があります。

Q5：自宅で使用しているパソコンでは表示できる漢字が、どうして株券電子化の制度では使用できない文字になってしまうのですか？（「髙」、「﨑」など）

A5：一般家庭などで使用されているパソコンにおいては、より多くの文字に対応するため、株券電子化の制度において使用できる文字の集合に含まれない漢字（「髙」、「﨑」など）であっても、使用可能な場合があります。それに対して、証券会社などで基幹業務に使用している大型コンピュータにおいては、大量の処理を安定して行うことに重きを置いている関係上、パソコンにおいて使用可能な文字（漢字）が

必ずしも使用できない場合があります。
　株券電子化の制度においては、大型コンピュータが通常対応している文字の集合を考慮し、使用できる文字の集合が決められております。

Q6：取引のある証券会社から、以前には使用できた漢字が株券電子化の制度では使用できないと言われましたが、どうしてですか？

A6：株券電子化の制度においては、株主の氏名又は名称などの情報をコンピュータシステムにより授受することになりましたので、関係するすべての機関において、使用できる文字の集合を統一することが必要となりました。したがいまして、証券会社などが株券電子化の制度に参加するのに伴い、これまで使用できた漢字であっても使用できなくなった可能性があります。

Q7：特定の漢字を使用できる文字の集合に追加することはできないのですか？

A7：株券電子化の制度には、証券会社、銀行、株主名簿管理人など、約 300 社が参加しており、株主の氏名又は名称などの情報をコンピュータシステムにより授受しますので、関係するすべての機関において、使用できる文字の集合を統一する必要があります。
　仮に、ある漢字を株券電子化の制度において使用できる文字の集合に追加しようとすると、関係するすべての機関においてその対応を行わなければならず、多大なコストが発生してしまいます。株券電子化にはさまざまな目的がありますが、目的の一つに制度全体のコスト削減も含まれております。
　このような理由により、現時点では、特定の漢字について、使用できる文字の集合に追加することは想定しておりません。御了承ください。

Q8：使用できる文字の集合はどのようなものですか？

A8：株券電子化の制度においては、産業標準化法に基づき制定された日本産業規格

の文字集合である「JIS X 0208」に、「JIS X 0213」中の人名用漢字の中の「JIS X 0208」に含まれない文字（107 文字）とローマ数字（20 文字）を加えた文字を、使用できる文字の集合（注）としております。

なお、具体的な文字については、お取引のある証券会社、株主名簿管理人又は日本産業標準調査会の HP（http://www.jisc.go.jp/index.html）などにて御確認ください（著作権の関係から、弊社 HP では具体的な文字を掲載することができません。御了承ください。）。

（注）文字の字形は、「JIS X 0213」において採用されている字形に限ります。

Q９：戸籍や住民票などの本人確認書類などと異なる表記になることによって株主としての権利に不利益は生じないのですか？

Ａ９：株券電子化の制度において、株主としての権利は、証券会社などの口座に株式数が記録されることによって確保されます。株主と証券会社などとの間では本人確認を行った上で口座開設を行い、その後の取引による株式数の増減の記録を行っておりますので、本人確認書類などと株主名簿上の氏名の表記が相違していたとしても、株主としての権利に不利益が生じることはありません。

Q１０：株式会社ゆうちょ銀行で配当金を受領する際に提示する本人確認書類と会社から通知される配当金領収証とで氏名の表記が異なっているのですが、配当金は受け取れるのですか？

Ａ１０：株式会社ゆうちょ銀行に確認したところ、本人確認書類と配当金領収証に記載されている氏名が同一人と判断できるのであれば、氏名の表記が異なっても、配当金の支払いにおいて特段の支障はないとの回答をいただいております。